

監査公表第 19 号（平成 28 年 8 月 5 日、県公報第 3815 号登載）
平成 27 年 11 月 10 日から平成 28 年 2 月 19 日実施
随時監査（3 次分）結果に基づく措置通知（平成 27 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局、
教育庁及び警察本部の 61 か所について実施した随時監査結果の報告（平成 28 年 3 月 28
日 27 監総第 473 号-2）に基づき、知事及び公安委員会から措置を講じた旨の通知があった
ので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 8 月 5 日

福 岡 県 監 査 委 員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

28商政第267号
平成28年5月18日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 観光・物産振興課	前渡資金において、返納手続きがなされないなど、事務処理が著しく不適正であった。	ただちに返納処理を行った。今後は、複数の職員による前渡資金の管理・確認を行うとともに、資金前渡職員にも制度の周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。

福岡公委発 299 号
平成 28 年 4 月 21 日

福岡県監査委員 山下 芳 郎 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 縣 善 彦 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 28 年 3 月 28 日 27 監総第 473 号 - 2 の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部 北九州地区暴力団 犯罪捜査課	前渡資金において、精算手 続きがなされていないものが あった。	速やかに精算手続を行うとともに、 資金前渡に係る事務手続について、職 員に対し、基本の教養を行い、複数名 によりチェックすることで、事務の管 理を徹底し、再発防止に努める。

28福総第530号
平成28年6月7日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	預金残高の処理が長期間なされていない通帳が、所属の金庫にあった。	保管されていた通帳が県公金に係るものでないことを確認した上で、口座名義人である元職員へ通帳を返却した。 今後は、金庫内の保管状況について、定期的に点検を実施し、金庫の適正管理に努める。

28農政第165号
平成28年5月10日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	前渡資金において、精算手続きが遅延しているものがあつた。	資金前渡処理による食糧費等の支出事務については、課の会計担当者が一元的に実施することとし、会計事務チェックシートに精算期限に関するチェック項目を加え、担当者及び出納員で必ずチェックするように対策を講じた。

28建総第454号
平成28年5月13日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	昨年度改善を指導していた期限内の支払いやタクシーチケットの組織的な管理の徹底について、改善がなされておらず、また、単価契約物品発注簿においては、履行期限及び受領印欄が空白のまま確認者の押印が繰り返されており、チェック機能が働いていなかった。	タクシーチケットの管理強化のため、庶務担当係長が、未使用の場合は返却の確認を行えるように、管理簿の備考欄に未使用チケットの返却完了の旨を記入する欄を設けて、使用後に速やかに確認するようにした。 また、受領済みの請求書の支払い処理についても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定されている支払期限を厳守するように、常に確認する。 単価契約物品発注簿については、定期的に発注簿を点検することとした。